

ASBJ、貸倒引当金に関する会計基準等について抜本的な改正案を公表

2025年10月29日、ASBJより企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等が公表されました。

予想信用損失

貸倒引当金

償却原価法



News

- 貸倒引当金は予想信用損失に基づき算定することが提案されています（予想信用損失モデル）。予想信用損失の算定に関する対象期間は、債権等の当初認識時以降に信用リスクの著しい増大が生じているかどうかによって異なります。
- 満期保有目的の債券や、銀行が保有する貸付金代替性私募債は、従来の減損処理に代えて新たに貸倒引当金の対象とすることが提案されています。また、信用リスクに関する開示要求の強化も提案されています。
- 償却原価法の適用についても、一定の場合に約定金利や定額法を用いることを認めつつ、実効金利法を用いることを原則とするなど、考え方を整理することが提案されています。



Background

わが国における会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの1つとして、金融資産の減損（貸倒引当金）についてはIFRS®会計基準のモデル（予想信用損失モデル）を基礎とした会計基準の開発の検討が長らく進められてきました。本公開草案はIFRS会計基準における定めを原則として取り入れるとともに、本公開草案について特に重要な影響を受ける金融機関については現行の資産査定実務を斟酌した多様な選択肢・ガイダンスが設けられており、実務に配慮したものとなっています。また、基準最終化から基準適用までには3年程度の準備期間を設けること提案されています。



Insight

実務負担の軽減を図るため、予想信用損失の算定方法及び償却原価法の適用のあり方について簡便的な方法も同時に提案されているものの、金融機関に大きな影響が生じることは明らかです。また、事業会社においても、例えば、満期保有目的の債券に係る減損処理の適用が変更される点や、多くの開示要求が追加されている点には特に注意する必要があります。

本公開草案について、企業会計基準委員会（ASBJ）は2026年2月6日までコメントを募集しています。

1. 予想信用損失モデルの採用

(1) 予想信用損失とは？

予想信用損失とは、信用損失を確率加重したものをおいいます。信用損失とは、企業に支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、実際に受け取ると見込まれるキャッシュ・フローの差額を現在価値に割り引いたものをいいます（企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「FI基準案」）注5-2）。

予想信用損失の算定対象には貸付金等の債権や満期保有目的の債券のほか、貸出コミットメント等や金融保証契約も含まれます（以下、総称して「債権等」という）（FI基準案14、16、26-2、26-3項）。ここで、債権には、リースによる生じた債権や、現在は有価証券として扱われている貸付金代替性私募債（貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債）も含まれます（FI基準案14項）。また、金融商品ではありませんが、契約資産や、リース投資資産のうち将来のリース料を收受する権利に係る部分も、予想信用損失に基づく貸倒引当金の適用対象となります（FI基準案68-2、68-4項）。

一方、金融資産であっても、敷金やゴルフ会員権等の貸倒引当金については現行の算定方法が踏襲されています（移管指針第9号「金融商品に関する実務指針」（以下「FI実務指針」）133項、移管指針公開草案第17号「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「FI実務指針案」）135、311-3、311-4項）。また、満期保有目的の債券以外の有価証券についても、減損処理の定めに変更はありません（FI実務指針案91項）。

(2) モデルの概要

① 全体像

債権等に係る期末日時点の信用リスクが、当初認識時に比して著しく増大しているかどうかにより、「12ヶ月の予想信用損失」もしくは「全期間の予想信用損失」に基づき貸倒引当金を算定します（FI基準案27、28項）。この「著しく増大しているかどうか」の判定は、債務者単位ではなく債権等の単位で行われること、また、期末日時点の信用リスクの絶対的な水準ではなく、当初認識時と比べて信用リスク（デフォルト発生リスク）がどれだけ変動したかに基づいて行われる点が特徴です。なお、重要な金融要素を含まない営業債権（企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」から生じたもの。以下同じ）については信用リスクの変化を勘案することなく、一律に「全期間の予想信用損失」を算定します（FI基準案28-4項）。一律に「全期間の予想信用損失」を算定するという「単純化したアプローチ」は、重要な金融要素を含む営業債権及びリースにより生じた債権でも、選択が可能です（FI基準案28-5項）。

ここで、「12ヶ月の予想信用損失」とは、「全期間の予想信用損失」のうち、債権等について期末日後12ヶ月以内に生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失をいいます（FI基準案注9-2）。一方、「全期間の予想信用損失」とは、債権等の予想存続期間にわたるすべての生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失をいいます（FI基準案注9-3）。

なお、債務者の重大な財政的困難やデフォルト等の契約違反、破産又は他の財務上の再編を行う可能性の増加などが発生している債権等は、信用減損金融資産と呼ばれます（FI基準案注8-4、企業会計基準適用指針公開草案第88号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「ECL適用指針案」）28項）。また、購入又は組成した債権のうち、発生の認識時に信用減損しているもの（以下「購入又は組成した信用減損債権」という）については、別途の定めがあります（FI基準案28-3項、注8-5）。

② 信用リスクの著しい増大とは？

上述のとおり、信用リスクの著しい増大は、デフォルト発生リスクの変動に基づいて判定します（FI基準案27項）。「デフォルト」の定義は、企業が内部信用リスク管理の目的で使用しているものを用いますが、3ヶ月超の延滞は、原則としてデフォルトが発生していると推定されます（ECL適用指針案7、8項）。

信用リスクの著しい増大の判定にあたって、原則として将来予測的な情報を用いる必要があります（ECL適用指針案9項）が、将来予測的な情報の利用に過大なコストや労力が必要な場合は、期日経過の情報を用いることもできます。この場合、契約上の支払期日から1ヶ月超経過（延滞）している場合には、原則として信用リスクが著しく増加していると推定されます（ECL適用指針案10項、BC49項）。また、一定の場合には、貸倒実績率を用いるアプローチも適用可能です（ECL適用指針案17項）。

また、外部信用格付が投資適格の場合など、デフォルト発生リスクが低いと判断される場合、信用リスクの著しい増大がないと推定することもできます（ECL適用指針案24～26項）。

なお、信用リスクの著しい増大の判定については、実務の適用において、関係者から懸念が示されたことから、日本基準特有の定めとして、内部信用格付を活用した判定方法として、金融機関の現行の査定実務を念頭に置いたオプションが提供されています（ECL適用指針案56～62項、補足文書（案）「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」Ⅱ章）。

(3) 予想信用損失の算定方法

① 見積期間

予想信用損失の算定に使用する見積期間は、原則として、貸手が信用リスクに晒されている契約上の最長期間（延長オプションの期間を含む）を用いるとされています（ECL適用指針案39項）。

このため、金融機関で現状用いられている、いわゆる「1年・3年ルール」は認められていません。ただし、上記で述べた日本基準特有の定めにより内部信用格付を活用した方法を適用する場合には、リスク特性が類似した債権等のグループごとに算定された平均残存期間を用いることも認められています（ECL適用指針案63項）。

② 確率加重の方法

少なくとも、信用損失が発生する可能性と発生しない可能性の両方を考慮することが要求されてはいるものの（ECL適用指針案43項）、関係者からの懸念を受けて、日本基準特有の定めとして、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することも認めています（ECL適用指針案64項）。なお、当該シナリオのみを考慮することで算定される予想信用損失が明らかに実態と異なると考えられる場合は、別途調整を行うことが考えられます（ECL適用指針案BC113項）。

③ 貨幣の時間価値の考慮方法

本公開草案では、予想信用損失の算定に当たって、貨幣の時間価値を反映することとされました（FI基準案27-2項）。これを受け、予想信用損失の算定にあたって使用する割引率には、原則として、償却原価法と同様の実効金利を用いることとされています（ECL適用指針案48項）。ただし、償却原価法に約定金利を用いる場合（2(2)参照）には、予想信用損失についても約定金利を用いて割り引くこととされています（ECL適用指針案65項）。

④ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関する情報の考慮方法

予想信用損失を算定する際には、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いる必要があります（FI基準案27-2項）。

ただし、営業債権については、貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数に応じた引当率を定める方法を用いることができます（ECL適用指針案38項）。

2. 予想信用損失モデルの採用に伴う、償却原価法についての考え方の変更

予想信用損失の算定に貨幣の時間価値を考慮することとの整合性から、償却原価法に関する考え方方が整理されています（ECL適用指針案BC83項）。

（1）債権等の測定方法に関する考え方の変更

現行基準では、償却原価とは、「金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額が主に金利の調整部分に該当するときに、これを弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減した後の価額」とされています（FI実務指針57項(3)）。しかし、本公開草案では、この従来の償却原価に基づく方法は「金利差額調整法に基づく償却原価法」と新たに定義され、これとは別に、金融資産の予想存続期間を通じての将来の期待キャッシュ・フローを実効金利により割り引く「実効金利法に基づく償却原価法」が定めされました（FI実務指針案57-2項）。そのうえで、貸付金や重要な金融要素を含む債権、及び満期保有目的の債券については、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額を貸借対照表価額とする、とされています（FI基準案14、16項）。

商品種類ごとに償却原価法の適用方法をまとめると、以下となります。

表1：償却原価法の適用方法

商品種類	実効金利法	金利調整差額法	
		利息法	定額法
満期保有目的の債券（FI実務指針案70項）	原則		容認
その他有価証券（取得差額が金利調整差額と認められる債券）（FI実務指針案74項）		原則	容認
組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権（購入又は組成した信用減損債権以外）（FI実務指針案105項、105-2項）	原則※		
購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権（購入又は組成した信用減損債権以外）（FI実務指針案105項、105-3項）	原則		容認
金銭債務（FI実務指針案126項）	原則		容認

（2）実効金利法

実効金利の算定にはIFRS会計基準の定めと同様に、契約当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの（金融資産の組成又は取得に関して受け取った組成手数料など）、取得又は売却に直接起因する増分コスト、その他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれるとされています（FI実務指針案57-3～57-7項）。

ただし、一定の要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、「収益認識に関する会計基準」に準じて処理することができるとのオプションが含まれています（FI実務指針案57-10項）。

また、組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権については、日本基準特有の定めとして、実効金利に代えて約定金利を用いることも認められています（FI実務指針案105-2項、表1内の※参照）。この場合、貸付金に関連する手数料を金利と切り離すことで、貸付金等の償却原価は原則として額面と一致することとなります。

3. 注記

IFRS会計基準で要求される信用リスクに関する開示内容が、ほぼすべて取り入れられており、注記は大幅に拡充されます（ECL適用指針案71～92項）。ただし、信用リスクに関する開示は金融機関と一般事業会社では求められる開示の水準が異なると考えられるため、企業の事業目的に照らした債権等の重要性を踏まえて開示要否を判断する必要がある旨が説明されています（ECL適用指針案BC121項）。

4. 適用時期

「金融商品に関する会計基準」等は、最終基準公表から3年程度経過した年度の4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが想定されています（FI基準案41項(7)他）。なお、早期適用を認めるときとされていますが、その場合は同時に改正される一連の会計基準等を同時に早期適用することが条件とされています（FI基準案41項(8)他）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーрайイト © IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSBT™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。